

総合評価方式における施工計画作成上の留意事項について

提案事項の判断基準

総合評価方式（施工提案型）における簡易な施工計画の評価は、記載されている提案事項が判断基準となり、内容に具体性のある工夫や実現性のある効果が記載されていること、およびその根拠が正確であることなどで評価するものです。

1 具体的な評価の視点は次のとおりです。

①「与条件との整合性」：施工条件（現場条件等）を適切に反映させているか

※すばらしい提案でも、当該施工条件等踏まえた中で実現可能な内容でなければなりません。

②「施工の確実性」：提案の実施によりその効果が確認できるか

※工期の大幅短縮や交通渋滞の緩和、環境改善などが確実に期待され、その効果が一般的に期待される以上のものであれば評価します。

③「施工上の工夫等」：現場条件を踏まえ、施工及び品質確保に関する創意工夫等がみられるか

※契約図書、各種法令で定められており、請負者として当然行わなければならないことでも、目標を達成するための方法や目標値などの具体的な工夫があれば評価します。ただし、数値等はその根拠が正確に記載されていなければなりません。

2 次のような場合は内容が適正でないものとして評価されません。

- ① 提案内容に対して根拠が明らかに示されていないもの
- ② 共通仕様書や法令等を単に転写したもの
- ③ 曖昧な表現のもの（例：必要に応じて・・・に努める。）
- ④ 工事施工箇所の現場条件（地形、地質、気象等の条件）が考慮されていないもの
- ⑤ 各施設管理者等と新たに協議の必要が生じ、履行できる保証がないもの
- ⑥ 設計図書で定められている工法や基本仕様、性能等の変更を伴うもの

3 次のような場合は欠格扱いとなります。

- ① 仕様書や法令等に反する記載をしているもの
- ② 設計図書等（施工条件、現場条件等）を明らかに無視、逸脱した記載があるもの
- ③ 提案課題と無関係な記載のみであるもの

契約後における留意事項

①実施の確認

- ・技術提案された内容は、原則その具体的な実施方法を施工計画書等に記載し提出します。この場合、市が評価しなかった提案内容については、監督員から事前に指示し、その内容確認や実施の有無等について協議を行うものとします。
- ・実施状況は監督員が工事中に適時確認しますが、工事完成時に提案内容の実施報告書を提出していただきます。

②工事成績での措置

- ・提案内容が実施されなかった場合には、工事成績評定において減点の措置を行います。このため、提案された内容は担保されることを念頭において作成してください。